

別紙 2 市民参加推進にあたっての提案（令和 6 年度市民参加推進会議）

1 市民参加条例に基づく手続きと市民周知の徹底

和光市犯罪被害者等支援条例の制定について、年度途中から実施することになった経緯として、夏ごろに市議会議員から本条例の提案があり、制定に向けた調整が行われていました。しかし、支援金が市の予算から支出されるため、執行部で調整することが適当であるとの判断から、危機管理室が引き継ぐ形で、制定に向けて動き出すこととなりました。

この条例は、県内の多くの自治体ですでに制定されているものですが、制定に際しては、パブリックコメントだけではなく、市民への説明会を実施するなど、手順を踏んだ市民への周知が重要です。

条例制定までに余裕を持ったスケジュールを組むことが最善ですが、今回の場合は、条例制定後に市民への説明を丁寧を実施するなど、対象となる方へ条例についての情報がきちんと行き渡るように、今後の柔軟な対応と手続きを検討してください。

2 市民参加対象外の事業の市民参加の実施について

市民参加条例には該当しない事業ではありますが、積極的に市民参加を実施した良い事例として、北口駅前広場検討ワークショップについて報告いたします。

本事業のように条例の対象外であっても、丁寧かつ創意工夫を凝らして市民参加を行った良い取り組みについては、今後も市役所全体で情報を共有し、その他の事業にも展開していくことを提案します。